

# 告示

## 埼玉県議会告示第二号

埼玉県議会議員の費用弁償に関する規程を次のように定める。

令和七年三月三十一日

埼玉県議会議長 白 土 幸 仁

埼玉県議会議員の費用弁償に関する規程

(趣旨)

第一条 この規程は、埼玉県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和二十二年埼玉県条例第十四号。以下「条例」という。）の規定に基づき、議員の費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

(宿泊料)

第二条 条例第四条第二項の議長が定める額（次項において「宿泊料基準額」という。）は、特別職の職員（特別職の職員の給与及び旅費に関する条例（昭和二十四年埼玉県条例第二十八号）第一条に規定する特別職の職員をいう。）の例によるものとする。

2 条例第四条第二項ただし書の議長が定める場合は、現に支払った費用の額が宿泊料基準額を超える場合であつて、議長が次の各号のいずれかに該当すると認めるときとする。

- 一 会議等に参加する場合で、当該会議等の主催者から宿泊施設の指定があり、旅行者に宿泊施設を選択する余地がなく当該宿泊施設以外に宿泊することが困難であるとき。
- 二 公務の円滑な運営上支障のない範囲及び条件に該当するとして最も安価な宿泊施設を選択するとき。

附 則

この告示は、令和七年四月一日から施行する。